

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2021年4月27日
【会社名】	アイ・ケイ・ケイ株式会社
【英訳名】	I K K Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村田 裕紀
【本店の所在の場所】	佐賀県伊万里市新天町722番地5 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目6番5号
【電話番号】	050 3539 1122
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 田中 慶彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年8月28日開催の取締役会において、2021年1月28日開催の定時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件として、2021年5月1日に会社分割（吸収分割）の方式により持株会社体制へ移行することを決議いたしました。これに伴い、2020年9月1日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

また、当社は、2020年12月14日開催の取締役会において、2021年1月28日開催の定時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件として、2021年5月1日を吸収分割の効力発生日とした吸収分割契約の締結を承認することを決議し、未確定事項について確定いたしましたので、2020年12月21日に金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

今般、当社は、2021年4月26日開催の取締役会において、吸収分割の効力発生日を2021年11月1日(予定)に延期することを決議し、同日付で吸収分割契約 変更契約書を締結したため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容及びその他の吸収分割契約の内容

吸収分割の日程

その他の吸収分割契約の内容

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

## 3【訂正内容】

2 [報告内容]について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所は、下線を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容及びその他の吸収分割契約の内容

吸収分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会 2020年8月28日

分割準備会社設立 2020年11月6日

吸収分割契約締結取締役会 2020年12月14日

吸収分割契約締結 2020年12月14日

吸収分割契約承認株主総会 2021年1月28日(予定)

持株会社体制への移行 2021年5月1日(予定)

## その他の吸収分割契約の内容

当社と吸収分割承継会社が2020年12月14日に締結しました吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

### <当社とアイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社との吸収分割契約の内容>

#### 吸収分割契約書

アイ・ケイ・ケイ株式会社（以下、「甲」という。）とアイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の事業のうち、婚礼事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が所有する権利義務等を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

##### （甲） 吸収分割会社

商号：アイ・ケイ・ケイ株式会社

住所：佐賀県伊万里市新天町7-2-2番地5

##### （乙） 吸収分割承継会社

商号：アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社

住所：福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目6番5号

#### 第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

#### 第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式2,000株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

#### 第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| （1）資本金      | 0千円                     |
| （2）資本準備金    | 0千円                     |
| （3）資本剰余金の額  | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| （4）利益準備金    | 0千円                     |
| （5）その他利益剰余金 | 0千円                     |

#### 第5条（効力発生日）

効力発生日は、2021年5月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（商号変更）

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社に、乙は、アイ・ケイ・ケイ株式会社に、それぞれ商号変更するものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2020年12月14日

（甲）

佐賀県伊万里市新天町7-2-2番地5  
アイ・ケイ・ケイ株式会社  
代表取締役社長 村田 裕紀

（乙）

福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目6番5号  
アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社  
代表取締役社長 村田 裕紀

別紙 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2020年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の資産

現金及び預金、売掛金、商品、原材料、貯蔵品、前渡金、前払金、前払費用、未収入金、立替金、貸倒引当金

(2) 固定資産

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の資産

機械装置、車両運搬具、工具器具備品、一括償却資産、ソフトウェア、保証金、敷金、長期前払費用、長期未収入金、破産更生債権等、預託金、貸倒引当金

2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の負債

買掛金、未払金、前受金、賞与引当金

(2) 固定負債

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の負債

長期預り金、退職給付引当金、ポイント引当金

3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において本対象事業に属する従業員（嘱託社員、契約社員、パート社員、アルバイト等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（労使協定及び労働協約を含むがこれに限られない）。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約以外の契約

本対象事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、派遣契約、保守契約、その他本対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、本件分割によって甲から乙への承継が法令上認められないもの、上記の各契約上の規程等に基づき本件分割によって甲から乙への移転ができないもの、当該契約上の地位等の移転につき許認可等の再取得が必要となるもののうち本件分割の効力発生日までにその再取得等の必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(2) 知的財産

本対象事業に関わる一切の商標権、その他知的財産権に関わる全ての権利

(3) 許認可等

本対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	アイ・ケイ・ケイ株式会社 (2021年5月1日付で「アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社」から「アイ・ケイ・ケイ株式会社(仮称)」に商号変更予定)
本店の所在地	福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目6番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 村田 裕紀
資本金の額	50,000千円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	婚礼事業

(訂正後)

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容及びその他の吸収分割契約の内容

吸収分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会	2020年8月28日
分割準備会社設立	2020年11月6日
吸収分割契約締結取締役会	2020年12月14日
吸収分割契約締結	2020年12月14日
吸収分割契約承認株主総会	2021年1月28日
持株会社体制への移行	2021年11月1日(予定)

その他の吸収分割契約の内容

当社と吸収分割承継会社が2020年12月14日に締結しました吸収分割契約及び2021年4月26日に締結しました吸収分割契約 変更契約書の内容は次のとおりであります。

<当社とアイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社との吸収分割契約の内容>

#### 吸収分割契約書

アイ・ケイ・ケイ株式会社(以下、「甲」という。)とアイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社(以下、「乙」という。)とは、甲の事業のうち、婚礼事業(以下、「本件事業」という。)に関して甲が所有する権利義務等を乙に承継させる吸収分割(以下、「本件分割」という)に関し、次のとおり分割契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(当事者の商号及び住所)

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収分割会社

商号 : アイ・ケイ・ケイ株式会社

住所 : 佐賀県伊万里市新天町7-2-2番地5

(乙) 吸収分割承継会社

商号 : アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社

住所 : 福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目6番5号

## 第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

## 第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式2,000株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

## 第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| （1）資本金      | 0千円                     |
| （2）資本準備金    | 0千円                     |
| （3）資本剰余金の額  | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| （4）利益準備金    | 0千円                     |
| （5）その他利益剰余金 | 0千円                     |

## 第5条（効力発生日）

効力発生日は、2021年5月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

## 第6条（株主総会の承認）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

## 第7条（商号変更）

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社に、乙は、アイ・ケイ・ケイ株式会社に、それぞれ商号変更するものとする。

## 第8条（競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業禁止義務を負わない。

## 第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

## 第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2020年12月14日

（甲）

佐賀県伊万里市新天町7 2 2 番地 5

アイ・ケイ・ケイ株式会社

代表取締役社長 村田 裕紀

（乙）

福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目6番5号

アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社

代表取締役社長 村田 裕紀

別紙 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2020年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の資産

現金及び預金、売掛金、商品、原材料、貯蔵品、前渡金、前払金、前払費用、未収入金、立替金、貸倒引当金

(2) 固定資産

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の資産

機械装置、車両運搬具、工具器具備品、一括償却資産、ソフトウェア、保証金、敷金、長期前払費用、長期未収入金、破産更生債権等、預託金、貸倒引当金

2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の負債

買掛金、未払金、前受金、賞与引当金

(2) 固定負債

本件分割の効力発生日における本件事業に係る以下の負債

長期預り金、退職給付引当金、ポイント引当金

3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において本対象事業に属する従業員（嘱託社員、契約社員、パート社員、アルバイト等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（労使協定及び労働協約を含むがこれに限られない）。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約以外の契約

本対象事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、派遣契約、保守契約、その他本対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、本件分割によって甲から乙への承継が法令上認められないもの、上記の各契約上の規程等に基づき本件分割によって甲から乙への移転ができないもの、当該契約上の地位等の移転につき許認可等の再取得が必要となるもののうち本件分割の効力発生日までにその再取得等の必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(2) 知的財産

本対象事業に関わる一切の商標権、その他知的財産権に関わる全ての権利

(3) 許認可等

本対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

吸収分割契約 変更契約書

アイ・ケイ・ケイ株式会社（以下、「甲」という。）とアイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社（以下、「乙」という。）は、甲乙間で2020年12月14日付にて締結された吸収分割契約書（以下、「本吸収分割契約」という。）の変更について、次のとおり変更契約（以下、「本変更契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割契約の変更）

本吸収分割契約第5条を次のとおり変更する（変更箇所は下線部）。

「第5条（効力発生日）

効力発生日は、2021年11月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。」

第2条（変更の効力）

本変更契約は、本吸収分割契約の不可分の一部をなし、本変更契約により変更されたものを除き、本吸収分割契約のその他の定めは引き続き効力を有する。本変更契約締結日より、本吸収分割契約における「本契約」との文言は、本変更契約によって変更された内容の本吸収分割契約を意味するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

2021年4月26日

（甲）

佐賀県伊万里市新天町722番地5  
アイ・ケイ・ケイ株式会社  
代表取締役社長 村田 裕紀

（乙）

佐賀県伊万里市新天町722番地5  
アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社  
代表取締役社長 村田 裕紀

以上

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	アイ・ケイ・ケイ株式会社 (2021年11月1日付で「アイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社」から「アイ・ケイ・ケイ株式会社(仮称)」に商号変更予定)
本店の所在地	佐賀県伊万里市新天町722番地5
代表者の氏名	代表取締役社長 中嶋 大祐
資本金の額	50,000千円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	婚礼事業

以上